定　　款

社会福祉法人　東京コロニー

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

(1) 障害福祉サービス事業の経営

(2) 移動支援事業の経営

(3) 特定相談支援事業の経営

(4) 障害児通所支援事業の経営

(5) 障害児相談支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人東京コロニーという。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活及び社会生活上支援が必要な方を対象とし無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を東京都中野区江原町二丁目６番７号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、外部委員２名の合計３名で構成し、事務局員を１名置く。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

６　評議員選任・解任委員会は補欠の評議員が必要と判断したときは、補欠の評議員を選任することができる。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分

(7) 社会福祉充実計画の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該評議員会の議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名押印する。

第４章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条　この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事　６名以上９名以内

(2) 監事　２名以上３名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事より、常務理事を３名以内で選定することができる。

４　前項の常務理事をもって社会福祉法第四十五条の十六第二項 第二号の業務執行理事とする。

５　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　評議員会は補欠の理事及び監事が必要と判断したときは、補欠の理事及び監事を選任することができる。

（理事の職務及び権限）

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第19条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第20条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第21条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって

解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第22条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員等報酬規程をもとに算定した額を報酬等として支給することができる。

2　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

3　費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第23条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　相談役

（相談役）

第24条　この法人に、相談役若干名を置くことができる。

2　相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3　相談役は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

4　任期については、役員の任期に準ずる。

5　報酬については、役員の報酬に準ずる。

第６章　理事会

（構成）

第25条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第27条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議及び報告の省略）

第28条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができる。ただし、社会福祉法第四十五条の十六第三項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び常務理事の報告は省略することはできない。

（議事録）

第29条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）

第30条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

(ｲ) 東京都中野区江原町二丁目９９８番地１、９９８番地２

鉄筋コンクリート造陸屋根四階建　延 1,710.89 ㎡

障害福祉サービス事業　コロニー中野

(ﾛ) 東京都東村山市秋津町二丁目２２番地９－１０

鉄筋コンクリート造陸屋根参階建　延 1,020.84 ㎡

東京都東村山市秋津町二丁目２２番地９

鉄筋コンクリート造陸屋根弐階建　延 396 ㎡

東京都東村山市秋津町二丁目２４番地８

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根弐階建　延 1,349.42 ㎡

障害福祉サービス事業　コロニー東村山

(ﾊ) 東京都東村山市青葉町二丁目３９番地１０

鉄筋コンクリート、鉄骨造陸屋根四階建　延 1,999.6 ㎡

障害福祉サービス事業　トーコロ青葉ワークセンター

(ﾆ) 東京都東久留米市氷川台二丁目３３５番地２

鉄骨造陸屋根・スレート葺弐階建　延 192.67 ㎡

障害福祉サービス事業　東久留米第一氷川台寮

(ﾎ) 東京都東久留米市氷川台二丁目３３５番地２

鉄骨造陸屋根・スレート葺弐階建　延 165.15 ㎡

障害福祉サービス事業　東久留米第二氷川台寮

(ﾍ) 東京都葛飾区金町二丁目１２７６番地1、１２７５番地

鉄筋コンクリート造陸屋根参階建　延 806.00 ㎡

障害福祉サービス事業　東京都葛飾福祉工場金町工場別館

(ﾄ) 東京都葛飾区金町二丁目１２３９番地1、１２３４番地、１２３５番地１

鉄筋コンクリート造陸屋根弐階建　延 1,152.00 ㎡

障害福祉サービス事業　東京都葛飾福祉工場金町工場本館

(ﾁ) 東京都中野区中野五丁目１３２番地１、１２９番地７、１３１番地２
鉄筋コンクリート造陸屋根四階建　延 2,161.33 ㎡
障害福祉サービス事業 コロニーもみじやま支援センター

(ﾘ) 東京都大田区大森西二丁目６４番地１
鉄筋コンクリート造陸屋根参階建　延 1,982.54 ㎡
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建　168.00 ㎡
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建　71.06 ㎡
障害福祉サービス事業 東京都大田福祉工場

(ﾇ) 東京都葛飾区立石三丁目１１４９番地
鉄筋コンクリート造陸屋根４階建　延 1,850.57 ㎡
障害福祉サービス事業 東京都葛飾福祉工場立石工場

(2) 土地

(ｲ) 東京都中野区江原町二丁目９９８番１　453.60 ㎡
東京都中野区江原町二丁目９９８番２　422.16 ㎡
障害福祉サービス事業　コロニー中野　敷地

(ﾛ) 東京都東村山市秋津町二丁目２２番９　912 ㎡
東京都東村山市秋津町二丁目２２番１０　79 ㎡
東京都東村山市秋津町二丁目２４番８　1,525.57 ㎡
障害福祉サービス事業　コロニー東村山　敷地

(ﾊ) 東京都東村山市青葉町二丁目３９番１０　1,017.02 ㎡
障害福祉サービス事業　トーコロ青葉ワークセンター　敷地

(ﾆ) 東京都東久留米市氷川台二丁目３３５番２　542.25 ㎡
障害福祉サービス事業　東久留米第一氷川台寮　及び　障害福祉サービス事業　東久留米第二氷川台寮　敷地

３　公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

４　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第31条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第32条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第33条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第34条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を得なければならない。
3　第１項の書類のほか、次の書類を事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供

するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第８章　公益を目的とする事業

（種別）

第38条　この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) トーコロ情報処理センターの経営

(2) 障害者の芸術活動を支援する事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第39条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第９章　責任

（損害賠償責任）

第40条　理事・監事、評議員又は会計監査人はこの法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う。

（損害賠償責任の免除）

第41条　理事、監事、評議員又は会計監査人のこの法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができない。

（損害賠償責任の一部免除）

第42条　前条の規定にかかわらず、この法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人がこの法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（第２項において「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる。

(1) 理事長　6

(2) 常務理事、理事（当法人の職員）　4

(3) 理事、監事、会計監査人　2

２　理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うに付き善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる。

３　理事、監事又は会計監査人の責任の免除について評議員会および理事会に議案を提出する場合には、いずれも監事の同意を得なければならない。

（損害賠償責任限定契約）

第43条　理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は法人の職員でないものに限る。）、監事または会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という）が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50,000円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第10章　解散

（解散）

第44条　この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第45条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章　定款の変更

（定款の変更）

第46条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第12章　公告の方法その他

（公告の方法）

第47条　この法人の公告は、社会福祉法人東京コロニーの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第48条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会　　長	中　井　　毅	理　　事	楠　　鶴　三
理事長	野　村　　実	理　　事	根　本　章　一
常務理事	調　　一　興	理　　事	千　葉　鶴　三
理　　事	鳥　井　律　平	理　　事	入　江　貞　三
理　　事	東　原　隼　一	理　　事	加　藤　　孝
理　　事	中　沼　和　平	監　　事	加　藤　　喬
理　　事	荒　井　美都子	監　　事	千　葉　晃　康
理　　事	瀬　戸　美　子	監　　事	井　手　正　明
理　　事	入　江　禄之助		

２　この定款は、2026（令和８）年６月１日より施行する。